

兵庫県加古川市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

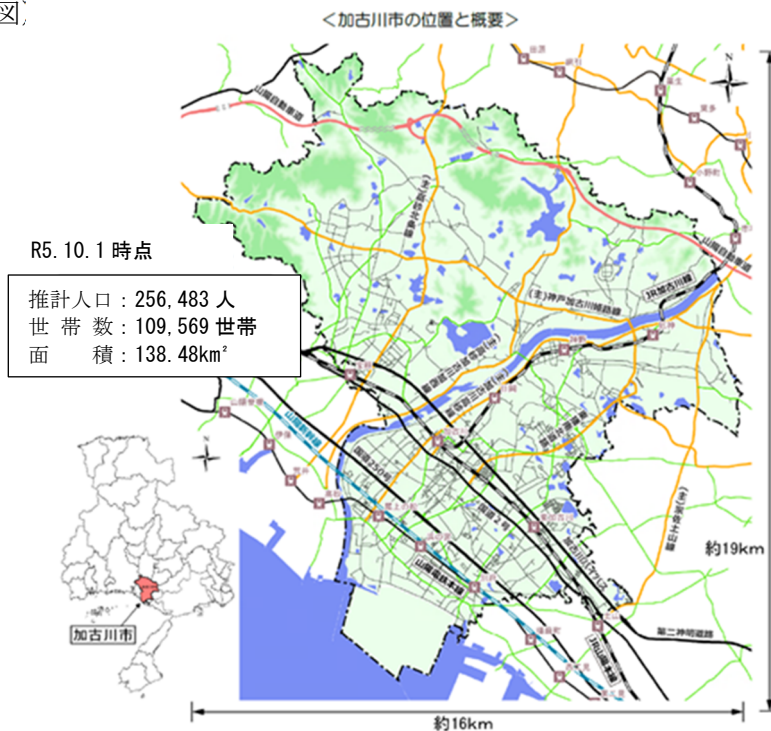
設定する区域は、令和5年10月1日現在における兵庫県加古川市の行政区域とし、概ねの面積は13,848haである。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃	自然環境保全地域
〃	都道府県自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃	国定公園区域
〃	都道府県立自然公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

加古川市は、兵庫県播磨地域の東部に位置しており、南は播磨灘に面している。加古川の河口に広がる標高2m～30mの段丘平野に、加古川の水の恵みを受けて発達した都市である。東西約16km、南北約19km、総面積は13,848haとなっており、気候は瀬戸内式気候であり、年平均気温15度前後と一年を通して温暖で降水量は少ない。

【インフラの整備状況】

①鉄 道

加古川市の南部を東西に、西日本旅客鉄道山陽本線と山陽電気鉄道本線が並行して走っており、南北方向には加古川の左岸地域を西日本旅客鉄道加古川線が走っている。市内には西日本旅客鉄道山陽本線の東加古川駅、加古川駅、山陽電気鉄道本線の別府、浜の宮、尾上の松、西日本旅客鉄道加古川線の加古川駅、日岡駅、神野駅、厄神駅があり、市の南東には播磨町、明石市の境界に西日本旅客鉄道山陽本線土山駅が、南西には高砂市の市境に西日本旅客鉄道山陽本線宝殿駅がある。

朝夕のピーク時には、1時間に西日本旅客鉄道山陽本線では10～18本、山陽電気鉄道本線では6～10本、西日本旅客鉄道加古川線では3本の運行があり、西日本旅客鉄道加古川駅から姫路へは約10分、三ノ宮へは約30分で結ばれている。

②道 路

東西軸では、市南部を東西に走る国道2号加古川バイパス、国道250号及び市北端を東西に走る山陽自動車道が主な道路である。

南北軸では、東播磨南北道路、尾上小野線が主要な道路となっており、北部地域や以北の他市町へのアクセスに欠かせない重要な道路となっている。

③港 湾

加古川市を中央とした周辺自治体東西14kmに跨る東播磨港は、港湾法（昭和25年法律第218号）上の重要港湾に指定されている。特に加古川地区は、大規模な製鉄所が立地しており、水深17m岸壁などの専用施設により鉄鉱石、石炭を輸入する一方、鉄鋼を生産し国内外に広く出荷するなど、播磨臨海工業地帯の中心的役割を果たしている。

【産業構造】

加古川市は、兵庫県南部の播磨灘に面し、播磨平野を貫流する加古川の河口に広がる堆積平野に発展した自然豊かな市である。加古川地方の歴史は古く、飛鳥時代より播磨の穀倉地帯として、また、都から西域への交通の要所として知られ、江戸時代には参勤交代時の本陣を構える宿場町として栄えた。

明治維新後は、毛織物と肥料のまちとして栄えた。1979年（昭和54年）には志方町を合併し、その後、播磨臨海工業地帯の整備促進により、鉄鋼をはじめとする近代産業が進出し、それに伴って宅地開発が進み、東播磨地域の中核都市として発展してきた。

地場産業としては、日本の三大産地として数えられる靴下製造と国包地方に古くから営まれてきた建具がある。

RESAS（平成28年）によると、市内付加価値額は全産業で240,081百万円、そのうち全体の24%を占める57,679百万円を製造業が構成しており、全国（19.3%）と比べても、市内産業における製造業の存在感の大きさが分かる。

【人口分布の状況】

加古川市の人口は、2020年（令和2年）国勢調査結果で、260,878人となっている。1950年（昭和25年）の市制施行以降、増加傾向にあり、1979年（昭和54年）の志方町編入以

降も増加していたが、2015年（平成27年）をピークに、2045年（令和27年）には、約21万人に減少すると推計されている。

2020年（令和2年）国勢調査結果によると65歳以上の人口は約28%を占め、超高齢社会となっている。今後の人口減少に伴い、65歳までの人口割合は減少していくが、2045年（令和27年）には、65歳以上の人口が40%を占め、約2.5人に1人が65歳以上になると推計されている。

加古川市の人口分布状況は、西日本旅客鉄道加古川駅周辺地区をはじめとして、西日本旅客鉄道山陽本線と山陽電気鉄道本線の沿線地域に集中している。一方、加古川バイパス以北では西日本旅客鉄道加古川線以西の市域西北部の人口は少なくなっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

RESASによると、加古川市の全産業の付加価値額のうち、製造業は全体の24%を占めており、従業者数においても全産業のうち、製造業が20.8%を占めるなど、製造業を中心とした産業構造を有する地域である。

RESASで付加価値額における製造業の内訳をみると、鉄鋼業38.1%、はん用機械器具製造業11.9%、電気機械器具製造業8.3%、食料品製造業7.3%、生産用機械器具製造業5.5%と上位5業種で製造業の付加価値額の71%以上を構成しており、他自治体と比較してもこれらの産業が集積している。

こうした企業が有する高度な技術力や質の高い人材を背景に、持続可能な事業活動の確立と成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出や就業者の所得増加を通じて市内での経済循環の活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	8億7,300万円	12億7,600万円	+46%

(算定根拠)

- ・1件あたり平均5,284万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を新たに6件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域で4億300万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・また、KPIとして地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	3件	9件	+200%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,284万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサス活動調査(令和3年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で7%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

加古川市の鉄鋼業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、食料品製造業、生産用機械器具製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

加古川市の鉄鋼業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、食料品製造業、生産用機械器具製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野

RESASによると、加古川市の全産業に占める製造業の割合(付加価値額ベース)は24%を占めており、これは全国割合19.3%と比べて上回っており、製造業に特性を有する地域であるといえる。

製造業の内訳をみると、鉄鋼業106,895百万円(38.1%)、はん用機械器具製造業33,507百万円(11.9%)、電気機械器具製造業23,270百万円(8.3%)が上位を占めており、食料品製造業20,466百万円(7.3%)や生産用機械器具製造業15,543百万円(5.5%)等もそれらに次いで多く、様々なものづくり企業の集積を有している。

特に鉄鋼業については、RESASによる製造品出荷額等において、製造業全体1,020,802百万円に対して588,381百万円と全体の約57.6%を占めており、加古川市の製造業における鉄鋼業及びその関連業種の比重は非常に高い。

こうした特性をさらに伸長すべく、市としては、加古川市の工業系用途地域へ工場等の新設・移設する場合、土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の2分の1に相当する

奨励金を3年間交付する「加古川市企業立地促進奨励金」制度を設け、市内への関連企業誘致を推進し、産業集積を進めている。

また、技術面や経営課題に直面するものづくり産業を支援するため「加古川市ものづくり支援センター」を設置。センターには技術専門ディレクターを配置し、製造企業の技術革新、高度化、第二創業など販路拡大への支援を行っている。

これらを踏まえ、鉄鋼業をはじめ、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、食料品製造業、生産用機械器具製造業及びそれら産業を下支えする関連産業の集積を活用し、加古川市の成長ものづくり産業の更なる発展を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①加古川市企業立地促進奨励金

加古川市の工業系用途地域への工場等の新設・移設に奨励金を交付する。

土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の2分の1に相当する奨励金を3年間交付する。

②加古川市ものづくり支援センター

技術面や経営課題に直面するものづくり産業を支援するため、当センターに技術専門ディレクターを加古川市産業振興課内に配置し、製造企業の技術革新、高度化、第二創業など販路拡大への支援を行っている。支援にあたっては、兵庫県立工業技術センターをはじめ、公益財団法人新産業創造研究機構や公益財産法人ひょうご科学技術協会、公益財団法人ひょうご産業活性化センターなどの公的支援機関と連携しながら、企業訪問、技術相談、講演会、研修会などの事業を実施し、企業をサポートする。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、市では、「加古川市オープンデータカタログサイト」を開設し、統計情報、加古川市認定道路、公共交通の位置情報とルート、ハザードマップ、河川ライブカメラ及び見守りカメラ設置場所の位置情報など加古川市が保有するデータ計1,874件（令和5年7月31日現在）を提供しており、ユーザー登録することでAPIの利用が可能となっている。

さらに、加古川市のオープンデータAPIを可視化した「行政情報ダッシュボード」では、加古川市のオープンデータのほか、e-Stat、RESAS、安全・安心メール等の情報を重ねて地図上に表示させることができる。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

加古川市産業振興課内において、事業者が抱える課題解決のための相談に対応する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については関係部署と協議の上、対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪

問等による加古川市 PR 活動に努める。

②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

加古川市企業立地促進奨励金のほか、県等が独自で実施している不動産取得税・法人事業税の軽減や設備・雇用補助などの企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えて PR するとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

③人材確保支援

兵庫労働局及び加古川商工会議所と雇用対策協議会を構成し、相互に連携することにより、管内企業の人材確保に関する支援を総合的かつ一体的に行っている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①加古川市企業立地促進奨励金	運用	運用	運用
②加古川市ものづくり支援センター	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
オープンデータ	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口で対応	随時対応	随時対応	随時対応
【その他】			
①企業誘致活動の推進	検討	運用	運用
②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進	検討	運用	運用
③人材確保支援	検討	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進にあたっては、兵庫県が設置するひょうご産業活性化センターや、加古川商工会議所、市内金融機関など地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による苦情紛争処理を行っている。

経営強化の支援として、「よろず支援拠点」による相談対応やサテライト相談所・現地相談会の活用のほか、中小企業診断士等による経営専門家の派遣制度など、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行う。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や各種拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行う。

②加古川商工会議所

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、加古川市、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

③兵庫県立工業技術センター

中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組む。当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との共同研究により技術開発を支援する。

④市内金融機関

加古川市では創業支援の体制整備・強化を図るため、平成26年度より、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく創業支援等事業計画を策定している。計画策定に際して、加古川商工会議所及び姫路商工会議所、日本政策金融公庫、但陽信用金庫、姫路信用金庫、日新信用金庫、兵庫県信用組合、株式会社中国銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社但馬銀行、株式会社みなと銀行、播州信用金庫、西兵庫信用金庫（予定）、兵庫信用金庫（予定）、兵庫県信用保証協会加古川支所及びひょうご産業活性センターとともに創業支援ネットワークとして連携し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じて、ネットワーク参加機関の強みを生かした適切な支援を提供している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報・啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防

止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

加古川市では小学校の通学路や学校周辺を中心に見守りカメラを設置し、通学時や外出時の子どもの安全を確保することで、市民が安心して子育てができるまちを目指す。

平成29年度は通学路や学校周辺を中心に900台の見守りカメラを設置し、平成30年度は公園周辺や駐輪場周辺、主要道路の交差点などを中心に575台の見守りカメラを設置した。

さらに令和4年度には、犯罪・交通事故の未然防止の仕組みを強化するため、AIを搭載した「高度化見守りカメラ」150台を設置した。

また、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校での学校支援ボランティア等の防犯活動団体と警察署・学校等関係機関と連携を深め、地域では犯罪の抑止を図るとともに、関係機関において犯罪発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進により防犯活動を図っていく。

(3) その他

- ・PDCA体制の整備

加古川市では年に1回、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

- (1) 総論
なし
- (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
なし
- (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県加古川市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。